

平成29年4月20日

各自治会・町内会様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部旭区地区委員会  
委員長 池戸 淳子  
旭区更生保護協会  
会長 池戸 淳子

平成28年度日本赤十字社会費並びに旭区更生保護協会会費納入のお礼と  
平成29年度日本赤十字社会費募集並びに旭区更生保護協会会費の納入について

日本赤十字社の会員増強運動（会費募集）並びに更生保護活動の推進につきまして、毎年温かいご支援とご協力をいただき、心より御礼を申し上げます。

平成28年度は、自治会町内会の皆さまから、会費として13,605,271円をお寄せいただきました。また、更生保護協会会費については、712,888円のご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

日本赤十字社会費については、旭区内で発生した火災による被災世帯への見舞金や4年ごとに各地区への災害用事業推進費として配分している他、災害発生時における国内外の救援活動や血液事業、看護師の養成、奉仕団育成等諸事業の遂行に役立てております。

また、更生保護協会会費については、犯罪や非行の無い地域を築くために毎年法務省が主唱している「社会を明るくする運動」の啓発活動の財源として活用させていただいております。

このように皆さまからの温かいご理解とご支援によりお寄せいただいたそれぞれの会費につきましては、「誰もが住みやすいまちづくり」を進めていくための財源として大きく貢献しております。

平成29年度も5月1日より「赤十字運動月間」をスタートし、会員増強運動（会費募集）を進めてまいりますので、引き続きご協力をいただきたくお願い申し上げます。

また、更生保護協会会費についても日赤会費募集時にあわせてご協力をお願い申し上げます。

<事務局>

旭区社会福祉協議会

担当：瀬田川、川島、牧内

☎ 392-1123

## 【資料】

平成29年度 日本赤十字社会員募集並びに更生保護協会会費については、いずれも任意の募金で決して強制ではありません。ご協力いただける場合は次によりお取扱いをお願いします。

### ● 日本赤十字社会員について

#### 1 目安額について

自治会・町内会ごとの日赤会費予定額(目安額)の算出方法は次のとおりです。

- |  |
|--|
| <p>① 会費を戸別募集する自治会・町内会<br/>対象世帯数：平成28年度地域活動推進費申請世帯数×95%<br/>会費目安額：前年貴会募集実績額×85%</p> <p>② 会費を自治会費から寄付いただく自治会・町内会<br/>対象世帯数：平成28年度地域活動推進費申請世帯数×95%<br/>会費目安額：対象世帯数×120円</p> |
|--|

#### 2 手数料について

募集中額の8%に当たる事務手数料につきましては、原則、各自治会・町内会の会計口座に振込みさせていただきます。

#### 3 資材について

別紙のとおり資材を配送させていただきます。(会費を戸別募集する自治会・町内会、会費を自治会費から寄付いただく自治会・町内会で資材内容が異なります)

※ 領収証の取り扱いにつきましては、例年同様、ご注意のうえ各自治会・町内会で保管をお願いいたします。

※ 新しく社員になられた方(会費500円以上ご協力いただいた方)については、「協力会員門標」をお渡しいたします。事務局までご請求ください。

ご寄付で2000円以上ご協力いただいた方については、支部から「会員門標」を支部から郵送します。

### ● 更生保護協会会費について

自治会・町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

- |   |
|---|
| <p>対象世帯数：平成28年度地域活動推進費申請世帯数×95%<br/>会費目安額：対象世帯数×10円</p> |
|---|

### ● 納入について

#### 1 納入方法

日本赤十字社会費・更生保護協会会費の合計金額を各自治会・町内会毎にお取りまとめいただき、事務局(旭区社会福祉協議会内)まで次のいずれかの方法での納入をお願いいたします。

①振込の場合：同封の振込用紙により最寄りの郵便局からお振込みください。(振込手数料不要)  
後日領収証をお送りいたします。日本赤十字社会費と更生保護協会会費を同時にお振込みいただいた場合は、領収書を2枚に分けてお送りいたします。

※可能な限り、振込にて納入いただきますようお願い申し上げます。

②窓口にお持ちいただく場合：その場で領収書を発行させていただきます。

#### 2 その他

納入は7月末までをお願いいたします。

#### 【お問合せ先(事務局)】

旭区社会福祉協議会 (担当：瀬田川、川島、牧内)

電話：392-1123 FAX：392-0222